

固定資産税の軽減措置

①中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

事業収入の減少幅に応じ、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を軽減

○軽減内容(2021年度課税分に限定)

2020年2月～10月のうち、任意の連続した3カ月間の売上高等の対前年同期比減少率	軽減内容
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

②生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 適用対象の拡充
- 適用期限が2年延長

※この市税の軽減については、市税条例の改正が前提となります。

※詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

《問合せ》税務課 ☎21-9046

相談・その他

上下水道料金の支払猶予

離職や収入の減少、事業活動の縮小等、一時的に上下水道料金の支払いが困難な方

《問合せ》豊岡市水道お客さまセンター
☎22-5378

介護保険料の徴収猶予

▼対象者 生計維持者が死亡、長期入院、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した方

▼猶予期間 最長1年間
《問合せ》高年介護課 ☎24-2401

雇用調整助成金制度説明会・個別相談会(参加無料)

社会保険労務士による雇用調整助成金の制度説明・個別相談

▼参加費 無料

▼対象 商工会議所・商工会の会員・非会員に関わらず参加可能

※詳細はホームページまたは電話問合せ
《問合せ》豊岡商工会議所 ☎22-4456
豊岡市商工会 ☎42-4751

電気代・ガス代・携帯電話料金・インターネット料金などの支払猶予措置は、それぞれの事業者へ問い合わせてください。

市営住宅の入居・家賃の相談

▼入居 解雇・雇止め等により社員寮等住居の退去を余儀なくされお困りの方

▼支払い 現在、市営住宅にお住まいの方
《問合せ》建築住宅課 ☎21-9018

納税の猶予の相談

▼2月以降の任意の期間(1カ月以上)に収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した方

▼無担保かつ延滞金なしで最長1年間納税の猶予

▼個人、事業者(個人事業主を含む)共に対象
《問合せ》税務課 ☎23-1118

奨学金の返還猶予

▼対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかに該当する方

▽急な収入の減少があった方

▽就職の内定取消しなどで返還開始までに就職できていない方

▼猶予対象 2020年度(2020年4月～2021年3月)の償還金

《問合せ》教育総務課 ☎23-1117

外国人の相談窓口

Consultation Service for Foreign Residents

困ったら、電話してください。

If you need any help, please contact them.

▼豊岡市国際交流協会 ☎24-5931

▼NPO法人にほんご豊岡あいうえお ☎080-9478-5525

事業者の皆さんへの支援(続き)

新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

- ▼**対象者** 次のどちらかに該当
 ▽直近1カ月の売上が前年または前々年同月と比較し5%以上減少している事業者
 ▽業歴3~12カ月の場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している事業者
 ①直近3カ月平均売上額②2019年12月の売上高③2019年10~12月の平均売上額
- ▼**貸付期間** ▽設備資金20年以内▽運転資金15年以内
- ▼**据置期間** 5年以内
- ▼**利率** ▽中小企業1.11%(借入当初から3年間は0.21%)▽個人事業主 1.36%(借入当初から3年間は0.46%)
- ※売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ▼**担保** 無担保
 《問合せ》日本政策金融公庫豊岡支店 ☎22-4327

農業者・漁業者に対する資金への利子補給

【美しい村づくり資金(農業者)】

- ▼**資金用途** 運転資金
- ▼**限度額** 個人1,000万円、法人2,000万円
- ▼**受付期限** 2020年度末
- ▼**貸付利率** 当初3年間無利子(以降0.2%)※利子補給後
- ▼**据置期間** 2年以内
- ▼**償還期間** 7年以内
- ▼**担保・保証人** 兵庫県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要
 《問合せ》農林水産課 ☎23-1127

【豊かな海づくり資金(漁業者)】

- ▼**資金用途** 運転資金
- ▼**限度額** 個人1,000万円、法人2,000万円
- ▼**受付期限** 2020年度末
- ▼**貸付利率** 当初3年間無利子(以降0.02%)※利子補給後
- ▼**据置期間** 2年以内
- ▼**償還期間** 7年以内
- ▼**担保・保証人** 全国漁業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要
 《問合せ》農林水産課 ☎23-1127

学校休業等対応助成金(国制度)

【特別に有給休暇を与える企業】

- ▼**対象** 学校の休校により、子どもの世話が必要となった保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に特別の有給休暇を与える企業
- ▼**支給額** 特別の有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額(上限1人当たり1日8,330円)
- 【フリーランス等】
- ▼**対象者** 学校の休校により、子どもの世話が必要となり、契約した仕事ができなかったフリーランス等
- ▼**支給額** 就業できなかった日について、1日当たり定額4,100円
- 《問合せ》学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

新型コロナウイルス感染症対応資金(県制度)

- ▼**対象者** セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
- ▼**貸付期間** 10年以内(据置5年以内)
- ▼**利率** 0.7%
 ※売上が一定額減少した場合、借入後当初3年間は実質無利子
- ▼**担保** 信用保証料が必要(通常0.85%または1.05%)
 ※売上が一定額減少した場合、保証料の全額または1/2減免
 《問合せ》兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

新型コロナウイルス感染症対応資金(市制度)

- ▼**対象者** セーフティネット4号または危機関連保証の認定を受けた市内事業者
- ▼**貸付期間** 10年以内(据置1年以内)
- ▼**利率** 0.7%(借入後当初3年間全額利子補給)
- ▼**担保** 信用保証料が必要(通常0.8%または0.9%)
 《問合せ》兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

※掲載している情報は編集時点(5月13日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。